

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 6 号
件 名	監視機能の無知と執行部癒着の総務常任委員，佐々木薫・木村文祐委員の言動について
要 旨	<p>平成 23 年 6 月 22 日，総務常任委員会審査会議，午前 10 時 33 分過ぎ，所管説明者席及びその補助控えとして出席している執行機関幹部に対し，佐々木薫委員は下記趣旨（要約）の質問を行った。</p> <p>「議会の調査権についてそれは権利なのか義務なのか。調査するか否かは私たち委員に選択権があると考えているが」</p> <p>その質疑に返答すべき所管説明者控え席の北区長，財務部長，会計管理者等は，しばらくの間を置いた催促にもかかわらず見解説明はなされなかった。職務専念義務を有して出席するそれら幹部職員は傍観者ではないから回答の義務があり，その不履行は二元代表制における議会の批判警告監視権能を知らない資質であったと考える。</p> <p>執行部の独善的暴走行為の告発を受けながら，その対峙する相手側の新潟市執行機関幹部に，議会の使命である調査権等監視義務についてただすとは……。議会議員の資質を疑うと同時に，両者に何の緊張感もなく，癒着，なれ合いが深く浸透し，執行部側にお任せの追認機関に成り下がっていることが常態化した議会審査会議である。</p> <p>午前 10 時 33 分過ぎ，佐々木薫委員は本件協議会の却下判決について所管長に質問しているが，3 月 15 日，同委員会審査会議でも田辺新前総務常任委員長が認識していた裁判の却下判決については，監査請求が請求時期を逸していたものと判断されたため，住民訴訟そのものを審理できないとした却下判断であった。</p> <p>したがい，負担金事業に違法性または不当性がなかったと認容されたものではない。</p> <p>本件協議会の違法な執行行為は情報公開交付資料の多くで証明され，その疑義は厳然として変わりなく，法令法規に反する執行としての究明は必要である。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 9 月 9 日 第 2 8 9 号

ただし、旧豊栄市長小川竹二会長等に対する約160万円の市への返還請求訴訟を再度行うことは不可能であるが、新潟市議会に法令遵守を大義とした覚悟があれば、小川竹二等、各会長に返還請求は可能である。

したが、違法性が明確に証明される当負担金事業は、違法な執行行為として新潟市議会が調査権を行使して、不正事実の究明と批判、牽制、再発防止のための意見表明を行うことが議会の任務であり使命である。その任務が議会の監督監視と言われているものである。

午前10時38分休憩中、会計法規に反する日付、あて名、ただし書きなど不備な領収書の扱いの所管課長に対しての詰問に対し、催促して休憩をとる。

それまでは何の発言も行わない木村文祐委員は、不当な会計処理を行った執行部をかばい、整合性ある論理は全くなく、威圧的に意図した方向に審査会議の流れを誘導し、少数意見を確定させて審査会議を支配する。民主的な公平で公正な審査討議の場とは言えない。

午前10時41分休憩中、前記と同様に、発言のない木村文祐委員は休憩中の場において、所管長が不適切、不当な会計行為を認めていながらも、その扱い（採択）を意としない木村文祐等多数派委員は、正々堂々と威圧をもって強硬に執拗に正論を封じ込む言動である。結局、本件協議会の運営当時の支出処理は今現在行っていないとして不問に付している。

これら木村文祐委員の発言は自己の議員活動等を有利にするため、執行権者にこびへつらう言動であり、議会の監視任務が逆に執行部の擁護に陥っていることから、違法執行を繰り返す独善的行為が日常的に拡大していた。

地方議会に課せられた調査監視機能の形骸化は議会議員の資質にかかわらず、平成7年から16年間にわたる木村文祐議員に支払われた議員報酬金総額約「金1億2,000万円」は市民を裏切った総量のあかしでもある。

陳情告発している本件負担金事業や随意契約などは今も、小川竹二執行権者等の独裁的執行を許す結果につながっている。

今までの審議不採択はあしき癒着がもととなっているからその採決は無効であり、公共性及び公益性の強い本件協議会の違法執行は法に準じた調査権の行使と、その結果を受けた相応の再発防止措置を行うため、専門委員会による審査を要求する。